

— 論文 —

虐待を関係性の視点から捉える試み

浅賀万理江

The Attempt to Reconsider the Child Maltreatment
from the Viewpoint of Mother-child Relationship

Marie Asaka

The aim of this article is to propose the new viewpoint—mother-child relationship to reconsider the child maltreatment. The interest in child maltreatment is by no means new. In Japan, 63.3% of all persecutors are real mothers. Why they maltreat their own children? Many studies have reported many characteristics of those mothers —the substance / alcohol abuse, parental psychopathology, prior maltreatment as a child, maternal difficulty, emotional dysregulation, and so on. These studies have aimed to reveal which factors of mothers would predict the risk of child maltreatment but not to reveal how they operate on it. In recent years, the importance of the mother-child relationship has been emphasized on childrens' adaptive development and mothers' development. From the viewpoint of mother-child relationship, mothers' difficulty on parenting their children are thought to be a chance to develop themselves and change their relationships positively. With this viewpoint, we could consider the child maltreatment as 3 stages —the relationship perturbation, the relationship disturbance and the relationship disorder— and could approach the mechanisms of child maltreatment that occur in the context of mother-child relationship.

1. 緒言

近年、虐待の問題が大きな社会問題となり、行政は虐待への介入および子育て支援といった働きに力を入れている。厚生労働省（2005）によると、虐待は63.3%が実母によって行われている。また、そのうち47.4%が専業主婦となっており、子どもと共に過ごす時間の長い母親による虐待事例が年々増加していることが報告されている。

では、なぜ母親は自らの子どもに対して、虐待という行為に出ってしまうのであろうか。これまで、虐待をしてしまう母親の特徴について、欧米ではさまざまな研究が行われてきた。例えば、虐待の問題を「被殴打児症候群」として初めて報告したKempe et al. (1962) は、子どもを虐待する母親は「精神病」を持っていると主張した。しかし、その後の研究の蓄積において、この主張については一貫した見解が得られてお

らず（例えば Osofsky & Thompson, 2000; Steele & Pollock, 1968; Wolfe, 1999; 西澤, 1994）、Kempe も後に、虐待をする親のほんの少数（10%以下）が精神障害を有しているに過ぎないと述べている（Cindy & Perrin, 2003）。このような結果の矛盾は、研究において対象となったサンプルの問題および何を精神疾患として定義しているのかが不明であるといった問題によるのであろう。また、母親側の要因として、幼少期に自らが虐待の被害者であったとする報告も多い。しかし、この点についても多くの研究で一致した見解は得られていない（例えば、Egeland, Jacovitz & Sroufe, 1988; Steele & Pollock, 1968）。世代間伝達に関する先行研究のメタ分析を行った研究結果によると、妥当な伝達率は30±5%である（Kaufman & Zigler, 1989）。以上のものは、いずれも母親の精神的問題をテーマにしているが、これ以外にも特にアメリカでは薬物・アルコール乱用（Wolfe, 1999）も重要な要因として取り上げられるものである。

一方、わが国では児童虐待の発生要因に関する包括的な報告は未だ少なく、行政機関による実態調査が主である。東京都福祉保健局（2003/2005）は、わが国で唯一児童虐待の実態調査を詳細に行っているが、それによると欧米における母親の特徴とは異なった特徴が見出されている。例えば、欧米では精神疾患や薬物・アルコール乱用が多く問題とされるのに対し、わが国におけるそれらの割合は低くなっており、親の心身の状況として「特に問題なし」の割合が高くなっている。つまり、母親の精神疾患など特別な要因に関わらず一般的な母子間において頻繁に母親による虐待が行われていることが示唆されるのである。このことは、虐待を理解する上で、母親側の要因のみを検討していくだけでは不十分であることを意味するのかもしれない。わが国においては、精神疾患や幼少期の被

虐待体験、薬物・アルコール乱用以外の母親側の要因として、主として育児不安の高さ（神原, 2006; 中谷・中谷, 2006）や攻撃性・衝動性といった感情制御不全の問題（江上, 2005; 福島・岩崎・青木・菊池, 2006）と、虐待的行動との関連に関する研究がなされてきた。これらの研究は、ある時点におけるどのような母親のネガティブな状態が虐待的行為を予測するのかという点について、有効な示唆を与えてくれる。しかし、そのような母親のネガティブな状態が、母子関係の中で具体的にどのように引き出され、どのように進行していくのか（メカニズム）については不明である、と筆者は考える。

そこで本稿では、なぜ虐待という事態が生じてしまうのかということについて考える視点として、新たに「母子の関係性」を取り上げる。そして、虐待臨床における関係性の視点による心理学的研究および臨床心理学的支援の可能性を探ろうとするものである。

2. 虐待を捉える視点－母子の関係性－

これまでの発達心理学において、母親は子どもの発達に対する環境要因として考えられることが主流であり、母親が主題となることは少なかった（徳田, 2004）。しかし、1990年代に入り、生涯発達の観点から子どもと共に発達する存在としての母親へと焦点が向けられ、母親の発達に、母子間の関係性が大きく関連していることが示唆されている（井上, 2004）。例えば小原（2005）は、育児不安の本態である育児困難感に着目し、そこには母子関係初期（子どもが0歳時）には母親の情緒共感性（母親が元来より有している共感性で、母子間以外の対人関係においても発揮されるべきもの）が低いことが影響を及ぼすのに対し、母親としての経験を重ねるに連れ（子どもが1歳時）、母親の情緒応答性（母子相互作用における乳児の情緒表現

への気づきと共感的な反応)が低いことが影響を及ぼすことを明らかにしている。すなわち、母子関係初期には母親要因の影響が強く、育児経験を重ねることで母子相互作用要因が強くなっていくことを示し、母親の育児不安における母子の関係性の重要性を示唆した。

では、母子の関係性とは一体どのようなものであるのだろうか。以下では、まず関係性の定義について検討し、母子の関係性の特徴を述べた上で、「母子の関係性」を定義することとする。

2-1. 母子の関係性とは何か

Hinde (1979)によると、社会的関係とは「少なくともある一定期間にわたる人と人との一連の相互作用を含むものであり、さらに継続的な相互作用の間には、ある程度の連続性がなければならない」と定義される。この定義においては、人と人との間でなされる一連の相互作用の有無が強調されている。また、Meadは「他者との関係は、各人の知覚、期待、そして過去における他者との関係性の歴史に基づき、また自分の行為に対する他者の反応についての解釈にも由来する。人間は、認知的ならびに情緒的存在であり、人の相互作用は解釈と意味づけに重きが置かれている」と述べている (Same-roff & Emde, 2003)。ここでは、相互作用における行動に影響を及ぼすものとして、当事者の解釈や意味づけが強調されている。以上のことをまとめると、関係性とは「ある一定期間持続する人と人との相互作用を含むものであり、その相互作用における各人の行動は当事者の解釈と意味づけ(主観的側面)によって決定される」ものであると考えることができる。

では、母子の関係性とはどのようなものか。Russel, Mize, & Bissaker (2002)によれば、母子の関係性は、その他の親密な関係性(友人、

恋人など)に比較すると、非対称的であるという大きな特徴を持っており、子どもは母親のようにうまく感情を伝達する能力を持っておらず、また親のニーズを理解する能力にも限界がある。このような特徴を踏まえて、再度「母子の関係性」に限定して定義すると、母子の関係性とは「母と子の間で行われる一連の相互作用として表れ、さらにその相互作用における両者の行動は、母および子が行う相手の行動に関する解釈や意味づけによって決定される。ただし、非対称的であるという特徴により、母親側の解釈や意味づけによる子への働きかけが、その相互作用に大きな影響力をもつものである」とすることができるとはならないか。つまり、母子の相互作用においては、特に母親がどのように子どものニーズを理解するか、すなわち子どもに対する主観的な解釈や意味づけをどのように行っているかということが、大きく影響すると思われる。したがって、母子の関係性を理解するには、単なる相互作用行動の集合として関係性を捉えるのではなく、母親の主観的側面を含んだ関係性を捉えることが必要といえる(井上, 2004)。鯨岡(1986)も、母子間の相互作用の中で、母親が子どもの行動の背景に何を感じ取っていたかというような母子の主観的、間主観的な経験を記述することが、母子関係の理解に欠かせない源資料であると述べている。これらの指摘を踏まえ、母子の関係性の中で、母親がどのように子どもを捉え、それが母子の関係性においてどのように機能しているか、ということに焦点を当てた研究を紹介する。

2-2. 関係性の中の母親の主観的側面

菅野(2001)は、2, 3歳児といったいわゆる反抗期の子どもを持つ母親を対象に、子どもへの不快感情(育児のある状況における子どものある行動に対して経験される一時的な不快感

情)について分類、分析を行った。その結果、直接的な母子のやり取りがある場合に不快感情を感じる頻度が高いことが示された。また直接的やり取りは、日常的課題(食事や就寝など)がある場合と日常的課題がない場合に分けられ、母親は日常的課題があるのに母親の要求に不従順である子どもや、日常的課題はないが、「べたべたする」、「いたずらをする」といった特定の行動をする子どもに対して不快感情を抱いていることが分かった。さらに、この日常的課題の有無が何を示すのか検討した結果、母親の子どもに対する発達の展望(過去から未来に対する時間軸で子どもを捉えた母親自身の語り)が関連していることが示唆された。つまり、発達の展望とは子どもの成長・発達に対する母親自身の解釈であり、主観的な関係性と捉えられる。日常的課題がある場面では、母親は子どもを未熟な者、成長途上の者として受け止めており、母子間の関係性に変化は見られない。一方、課題がない場面では、子どもを過去とは異なる者として受け止めており、母子間の関係性は変化している。つまり、課題がない場面では、関係性の変化が生じたために不快感情が経験されると考えられる。さらに、不快感情をもたらす子どもを母親自身がどのように受け止めているかについて、説明づけの観点から検討した結果、課題がある場面では、子どもの不従順に対して自分の要求を押し通そうという姿勢が見られたのに対し、課題がない場面では自分の関わり方ややり方に反省や迷いが見られることが分かった。このことより、母親は不快感情を経験することで、これまでの自分の育児のあり方や子どもの成長について振り返っていると考えられる。つまり、子どもとの関係性の変容に直面していく中で、育児の再方向づけを行っていくことが示唆され、育児場面において、特に母子の関係性の変化が生じる場面において母親が感

じる不快感情の積極的意義が確認された。

坂上(2003)も、2歳児の反抗期の子どもを持つ母親を対象に、子どもの反抗や自己主張の本格化に、母親自身がどのように適応していくのかについて検討した。検討に際し、子どもが反抗する状況的要因についての説明や、どのような対応を母親自身が取ったかに関する「短期的文脈」と、以前の時期との対比の上に述べられた母親の考えや対応の変化に関する「長期的文脈」を用いて分析を行った。その結果、特に第一子の母親において、以下のような特徴的な結果が得られた。まず、短期的文脈の分析より、怒る・叩くといった母親自身に焦点を当てた自己焦点型の対処をとっていることが明らかとなった。しかし、長期的文脈の分析により、そのような対処後に、子どもの視点に立った“捉え直し”をしていることが明らかになった。このことは、母親が視点の揺れを経験しているといえ、まさに、母子間に関係性の変化が生じていることを示し、それによって母親は自身の対応や子どもの行動について振り返る必要性を与えられたということになる。ここでも、母子の葛藤場面において母親が体験する不快状況によって、母親自身も子どもと共に変化していくことが示唆された。

2-3. 母子の関係性に関する理論モデルと評価モデル

上記の2つの研究は、子どもの発達によって母子間の関係性の変化が生じる際に、母親が否定的感情や迷いを抱き、その中で母親が自らの行動を振り返り、さらに関係性が変化していくといった流れを示している。さらに、その関係性の変化においては、母親の“捉えなおし”が重要な役割を果たすことを示し、母親の主観的側面が母親としての発達、および母子の関係性において重要な役割を果たすことを示唆してい

る。しかし、母と子という2者関係においては、少なからず子どもの側の要因（気質や表象など）も無視できないであろう。そこで、これまでは母子の関係性を理解する上で母親の主観的側面が強調されてきたが、関係性に子どもの要因がどのように作用しているのかという視点を含めたモデルが必要となる。

Zeanah, Larrieu, Heller, & Valliere (2000) は、母子（養育者-乳幼児）の関係性に関して、Stern (1995) による母子双方の主観的側面を含めた体系的な理論モデル（図1）を用い、関係性を総合的に評価する方法（表1）を提案している。すなわち母子（養育者-乳幼児）の関係性は、①Ic (Interactive behavior of caregiver)：養育者の乳幼児に対する相互交渉的行動、②Ib (Interactive behavior of baby)：乳幼児の養育者に対する相互交渉的行動、③Rc (Representations of caregiver)：養育者の乳幼児および乳幼児との関係についての表象、④Rb (Representations of baby)：乳幼児の養育者および養育者との関係についての表象という4つの要素

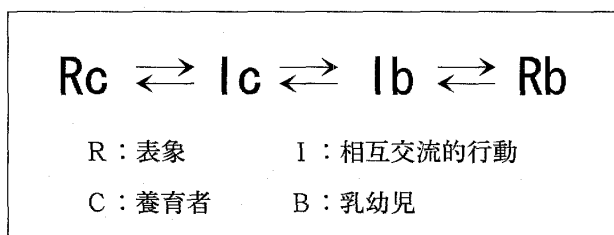


図1 基本モデル (Zeanah, C.H. ら, 2000)

表1 母子関係性において評価すべき領域

評価すべき領域		
	乳幼児	養育者
領域①	情緒調節	情緒的応答性
領域②	安全感・信頼・自己評価	滋養・価値付け・共感的対応
領域③	警戒感・安全・自己保護	保護
領域④	慰めを求める	慰め・苦痛に対する反応
領域⑤	学ぶ・好奇心・達成	教える
領域⑥	遊び・想像力	遊び
領域⑦	自己コントロール・協力	しつけ・限界設定
領域⑧	自己調節・予測性	ルーティン・構造

で成り立っていると考える。そして、ここでは母親の子どもに対する行動は、それまでの子どもとの相互作用において蓄積されてきた子どもとのやり取りに関する表象により決定されると考える。つまり、母親の行動は常に一定なのではなく、過去の子どもの様子と現在の様子とを比較しながら決定されていくと考える。一方、子どもの側も、現在の母親の反応の様子と過去の様子と比較することで、自らの行動を変容させるとしている。

以上のように、母子関係を理解する視点として、子どもの発達に影響を及ぼすものとしての母親だけではなく、子どもの発達によって子どもに対する表象あるいは子どもへの実際の働きかけの変化を迫られ、自らも発達していこうとする母親の存在、さらには母親に変化を迫る本態としての子どもの側の要因が強調されるようになっていく。以下では、ここまで概観した関係性に関する先行研究を踏まえて、関係性の視点から虐待の問題を捉えなおしたい。

2.4. 関係性の視点から虐待問題を捉えなおす

Sameroff & Emde (2003) は、母子の関係性に問題が生じた状態を3段階に分けている。彼らは、その問題を虐待に限定して説明することは行っていないが、本稿では提案された3段階の観点から虐待を捉えなおしたい。

まず、第一段階は、「関係性動揺 (perturbation)」であり、「外的ストレスや発達の变化に応じて一時的に関係性の問題が生じる場合」である。前述の菅野 (2001) や坂上 (2003) より、このような関係性動揺は、どのような母子関係においても生じうることで、また関係性動揺において母親自身が自らの育児のあり方、子どもの発達について振り返り、関わり方や考え方を変えることで新たな方向へと子どもとの関係を変容させていくことが可能となると思われる。

次に、第二段階は「関係性阻害 (disturbance)」であり、「第一段階における問題がしばらくの間持続し、それが発達にとってネガティブな意味を潜在的に持つようになった場合」である。ここでSameroffらが言う発達とは、子どもの発達のみを意味するものと思われるが、本稿では生涯発達の立場から、このような関係性阻害におけるネガティブな意味は、母親の発達に対しても同様に働くものと捉えられる。つまり、第一段階において、母親自身が自らの関わり方・考え方を振り返ったり柔軟に変容することに失敗し、その結果子どもの表象・反応にも影響が生じることによって、母子相互の関係のある部分において機能不全が生じている状態と捉えることができる。これは軽度虐待と考えられる事例となりうるであろう。

最後に、第三段階は「関係性障害 (disorder)」であり、「比較的持続的で、発達にとってかなりの害を及ぼすような関係性の場合」である。ここでは、第二段階に引き続いて問題はさらに深まり、母子双方の発達に明らかな害を及ぼし、母子相互の関係全体における機能不全が生じ、さらなる関係性の発達が見られない状態と捉えることができる。中度～重度の虐待として捉えることができるであろう。

3. まとめ

— 関係性の視点による心理学的研究および臨床心理学的支援の可能性 —

本稿では、これまでの研究で主流であった虐待を母親側の要因から検討する立場に対して、新たに母子の関係性を取り入れた視点を提案した。最後に、虐待問題において関係性を取り入れることの意義と今後の課題について、虐待対応の3つのレベル（発生予防、早期発見・早期介入、再発防止；図2）の各観点に基づき述べたい。なお、虐待臨床に対する理解の視点を提

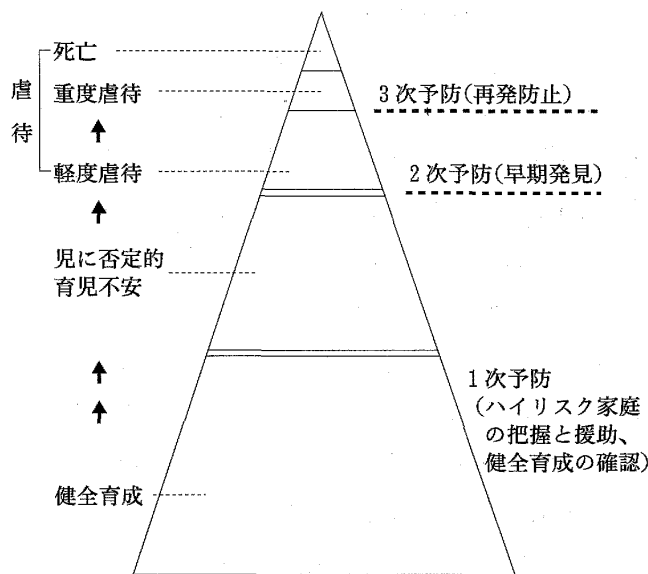


図2 厚生労働省：子ども虐待対応の手引きの改正について

供する心理学的研究と、それに基づいた臨床心理学的支援は切り離せない関係にあることから、以下では研究と支援の双方の可能性を併記していくこととする。

3-1. 関係性動揺の段階

関係性動揺の段階においては、母親の否定的感情や迷いがテーマとなりやすい。先に述べたように、これは虐待ではなく、どのような母子間でも生じうる問題であり、多くの母子はここを乗り越え、関係性の変容を遂げることによって新たな関係性を築いていくのであろう。しかし、ここで柔軟な変容に失敗することは、次の第二段階（虐待）へと進行してしまう可能性を示唆している。

では、この段階においてどのような支援が考えられるであろうか。この段階の母子を対象とした支援は子育て支援が主であろう。子育て支援は、母子間に支援者という第3者の視点が入る場である。そこにおいて、支援者が母親の否定的感情や迷いを母親側の要因を検討するアプローチによって理解しようとする、虐待の問

題をある時点における母親の状態に起因しすぎてしまい、“否定的感情や迷いは生じてはならないもの”と解釈してしまったり、安易に母親の精神病理モデルを作り上げてしまうといったことが危惧されるのである。このような視点による子育て支援は、「母親の否定的感情や迷いを生じさせないためには何が必要か」という方向へと発展していくのかもしれない。一方で、虐待問題を関係性の視点から捉えることによって、母子共に変化していくものという発達の展望が含まれ、育児における否定的感情や迷いは当然生じうるものであり、それらとどのように向き合っていけるかといった視点が含まれる。それによって、第三者である支援者が子どもについて客観的な捉え方を提供することにより、母親が主観的な捉え方を柔軟に変容させていくきっかけを得ることができる。さらに、母親の否定的感情や迷いを生じさせている子どもの側の要因を、母親にとっての環境要因として捉え、母親との関係性の中にある子どもに対して直接働きかけることも可能になるだろう。

3-2. 関係性阻害の段階

関係性阻害の段階は、軽度虐待の事例となりうる段階である。前述のようにわが国における虐待の実態調査において報告された虐待をする母親の特徴として、心身の状態に「特に問題なし」とされたものが多いが、このような母親による虐待は50.5%が軽度虐待、25.1%が虐待の危惧あり、とされている。中度虐待が「児童相談所などの介入が行われないと、子どもの健康や成長、発達に大きな影響があると考えられるもの」（東京都福祉保健局，2005）と定義されていることより、母親の特別な要因が仮定されない家庭で生じている虐待の多くが、この段階にあたるものであり、虐待事例として報告はされるものの、行政による積極的介入を受けない、

あるいは受けることのできない事例である。このような虐待関係にある母子に現在実際に利用されていると考えられる支援として、電話相談、育児雑誌の投稿欄、育児ブログなどがあげられる。しかし、これらは全て母子の関係性に対する間接的な支援であり、母親に対するごく短時間における支援である。これらの支援機能は母親の抱えきれないストレスを一時的に緩和させるという意味で重要ではあるものの、やはり母子の関係性に直接的な支援がなされにくいということは今後検討されるべき大きな課題であろう。

一方で、この段階は最も介入が難しい段階であるといえる。行政による積極的介入がなされない上に、母親の側の直接的支援要請意識も低いことが想像されるからである。そこで、関係性阻害の段階については、どのような機関が、どのような場所で具体的・直接的に支援をしていく可能性があるのかといった点から検討されていく必要がある。例えば、前段階への対応レベルと考えられた子育て支援事業の延長として支援が行われていくのか、あるいは次段階の対応レベルである再発予防における関係機関が支援体制を担っていくのか、というように、母子双方に働きかける機関として現実的でより有意義な支援体制について検討されるべきである。

3-3. 関係性障害の段階

関係性障害の段階は、中度～重度虐待の事例となりうる段階である。これらの事例に対しては、まず母子の分離が行われることとなるが、近年、児童相談所などは虐待によって分離された家族の再統合に向けた支援も行っている（例えば、犬塚，2005）。これは、虐待対応における再発防止のレベルに該当する。再統合は、母親および子どもに対して個々に心理的支援が施され、それによってある程度個々の問題が緩和

された事例について目指されるステップである。しかし、個々の問題が解決されたことが直接関係性における問題の解決につながるとは考えにくい。なぜなら、一度再統合されつつも再び虐待が起り、再度分離を余儀なくされるケースも存在するからである。このことは、一見個々の問題が解決されたように見えた母子が、その関係性の中で再度問題を生じてしまっている、ということが想像されるのである。現在、厚生労働省(2007)における再統合の際の評価基準としては、「保護者の改善状況の評価、子どもの意思、児童養護施設等の意見、措置解除後の援助計画、主担当機関、保護者の遵守事項と不遵守の場合の対応措置など、措置解除に関するチェックリスト」が挙げられている。ここでは、虐待が生じた家族内での関係性といった記述はなされておらず、虐待の再発防止には不十分であると考えられる。関係性の中での保護者・子どもの改善状況をより緻密に評価し、関係性の質的变化に向けた支援が行われることが望まれる。そのためには、本稿で紹介したZeanahらによる理論・評価モデルを、わが国においても発展させ、適用可能性について検討されるべきであろう。さらに、そのような評価に基づき、具体的にどのような支援体制を整えていく必要があるのかが検討される必要があるのではないだろうか。そこにおいては、子どもの発達段階に応じて、その後の発達の展望も含めた支援が必要となってくるであろう。

以上、虐待を母子の関係性によって理解する可能性について述べてきた。虐待を関係性の視点から捉えることで、虐待を段階的に考えることができる。そして、各段階における研究および支援の課題をより明確にすることができるであろう。また、段階的に捉えることによって、何が各段階の促進要因になっていくのかという

ことが大きな問題となり、この点について検討していくことが、真に虐待のメカニズムについて検討するということになるのではないだろうか。本稿では、そのメカニズムを検討する際に、関係性の視点を用いることが有用ではないかということ述べてきた。この点について、これまで研究されたことはなく、今後の研究およびそれに基づく臨床心理学的支援の方向性が提案されることが期待される。

虐待が大きな社会問題となり、法的整備も徐々に進む中、虐待をどのように理解し、どのように支援していく可能性があるのかを検討することは急務である。虐待臨床においては、“虐待の加害者である母親”、“虐待の被害者である子ども”という個々の視点だけではなく、“虐待が生じてしまった母子関係”という視点が必要である、と筆者は考えている。しかし、研究において関係性を扱うことは非常に難しい多くの問題を含んでいる。例えば、井上(2004)はHartup & Laursen(1999)が挙げる3つの問題点を紹介している。まず、第1に、関係を築く対象者との関係は、対象となるパートナーの特徴や従属している集団、またパートナーとの力関係によって異なってくるというように“対象”を理解することが難しいことである。第2に、観察可能な質的データの分析上の困難さがある。第3に、人間相互の結びつきや関係性といった内的な心的プロセスを説明するには、心理学上のさまざまな理論を用いたとしてもかなりの部分の推定が必要であり、説明する上でも難しい。しかし、それでもやはり母子の関係性という視点は、虐待臨床において見逃すことのできないものであり、どうしても必要となる視点であるのではないだろうか。さらに、母子の関係性を扱う上では、子どもの側の要因をどのように取り上げていくかということが最大の問題となる。これまで、関係性の視点による研究

において母親の主観的側面が強調されてきたのは、もちろんその重要性故ではあるが、そこに子どもの要因を取り込むための方法論を見いだせなかったという問題もあるのではないだろうか。母子の関係性を理解する上で、母親の主観的側面ばかりが強調されていくことは、「関係性」という用語を使用しながらも、結局は母親側にその問題を起因させていくということになりかねない。母子の関係性の理解には、Zeanahらのモデルのように、子どもの要因を検討する視点が含まれるべきである。関係性の視点による心理学的研究、臨床心理学的支援については、今後、関係性をどのように取り扱っていくのか、特にそこにおける子どもの要因をどのように取り上げていくのかという点を含め、より一層議論されるべきテーマであろう。

引用文献

- Cindy, L.M., & Robin, D.P. 2003. 子ども虐待問題の理論と研究 (伊藤友里訳). 東京: 明石書店. (Cindy, L.M., & Robin, D.P. 1999. *Child maltreatment: An introduction*. London: Sage Publications, Inc.)
- 江上園子. 2005. 幼児を持つ母親の「母性愛」信奉傾向と養育状況における感情制御不全. *発達心理学研究*, 16 (2), 122-134.
- Egeland, B., Jacovitz, D. & Sroufe, L.A. 1988. *Breaking the Cycle of Abuse*. *Child Development*, 59, 1080-1088.
- Hinde, R.A. 1979. *Towards understanding relationships*. London: Academic Press.
- 福島治・岩崎浩三・青木慎一郎・菊池潤考. 2006. 親の自己愛と子への攻撃: 自己の不遇を子に帰すとき. *社会心理学研究*, 22 (1), 1-11.
- 井上芳世子. 2004. 母子の発達に及ぼす関係性の役割に関する一考察—反抗期の母子関係を中心に—. *広島大学大学院教育学研究科紀要*. 3 (53), 237-240.
- 犬塚峰子. 2005. 児童相談所における家族の再統合支援. 財団法人 明治安田こころの健康財団主催. 子ども虐待の支援と治療.
- 神原文子. 2006. “虐待予備軍”である保護者の実態と子育て支援の課題. *子どもの虐待とネグレクト*, 8 (1), 60-71.
- 菅野幸恵. 2001. 母親が子どもをイヤになること: 育児における不快感情とそれに対する説明づけ. *発達心理学研究*, 12, 12-23.
- Kaufman, J. & Zigler, E. 1989. The intergenerational transmission of child abuse. In Cicchetti, D. & Carlson, V. (Eds.), *Child Maltreatment: Theory and research on the causes and consequences of child abuse and neglect*.
- Kempe, C.H., Silverman, F.N., Steele, B.F., Droegmuller, W., & Silver, H.K. 1962. The Battered child syndrome. *Journal of the American Medical Association*, 181, 17-24.
- 厚生労働省. 社会保障審議会児童部会. 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会委員. 2007. 児童虐待防止対策の強化について.
- 厚生労働省統計表データベース. 2005. 児童相談所における虐待相談の処理件数, 都道府県-指定都市×主な虐待者別.
- 鯨岡峻. 1986. 母子関係と間主観性の問題. *心理学評論*, 29, 506-529.
- 中谷奈美子・中谷素之. 2006. 母親の被害的認知が虐待的行為に及ぼす影響. *発達心理学研究*, 17 (2), 148-158.
- 西澤哲. 1994. *子どもの虐待: 子どもと家族への治療的アプローチ*, 東京: 誠信書房
- 小原倫子. 2006. 母親の情動共感性及び情緒応答性と育児困難感との関連. *発達心理学研究*, 16 (1), 92-102.
- Osofsky, J.D. & Thompson, M.D. 2000. Adaptive and maladaptive parenting: Perspectives on risk and proactive factors. In J.P. Shonkoff & S.J. Meisels (Eds.), *Handbook of early childhood intervention*, Second edition, 35-53. Cambridge University Press.
- Russell, A. Mize, J. & Bissaker, K. 2002. Parent-child relationships. In P. K. Smith & C.H. Hart (Eds.) *Blackwell Handbook of*

- Childhood Social Development, 205-222. United Kingdom.
- 坂上裕子. 2003. 歩行開始期における母子の共発達：子どもの反抗・自己主張への母親の適応過程の検討. 発達心理学研究, 14, 257-271.
- Sameroff, A.J., Emdy, R.N. 2003. 早期関係性障害 (小此木啓吾訳). 岩崎学術出版社 (Sameroff, A.J., Emdy, R.N. 1989. Relationship disturbances in early childhood: a developmental approach. Basic Books, Inc. New York.)
- Steele, B., & Pollock, C. 1968. A psychiatric study of parents who abuse small children. In Helfer, R.E. & Kempe, C.H. (Eds.), The battered child. University of Chicago Press.
- Stern, D.N. 2000. 親-乳幼児心理療法-母性のコンステレーション- (馬場・青木 訳). 岩崎学術出版. (Stern, D.N. 1995. The motherhood constellation: a unified view of parent-infant psychotherapy. Harper Collins Publishers, Inc., New York.)
- 徳田治子. 2004. ナラティブから捉える子育て期女性の意味づけ：生涯発達の観点から, 発達心理学研究, 15, 13-26.
- 東京都福祉保健局. 2005. 児童虐待の実態Ⅱ-輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク-
- 東京都福祉保健局. 2003. 児童虐待の実態 (白書).
- Wolfe, D.A. 1999. Child Abuse: Implications for Child Development and Psychopathology. California: Sage Publications, Inc.
- Zeanah, C.H., Larrieu, J.A., Heller, S.S., & Valliere, J. 2000. Infant-parent relationship assessment. In C.H. Zeanah. (ed.), Handbook of infant mental health (pp.222-235). New York, Guilford Press.

(あさか まりえ 生活機構学専攻1年)

受理年月日 平成19年9月28日

審査終了日 平成19年12月3日